

事業契約書（案） 修正箇所（2023/06/28）

修正箇所	修正前	修正後
P34 第 63 条 第 1 項 第 10 号	次のいずれかに該当するとき。	事業者又は構成企業が次のいずれかに該当するとき。
P34 第 63 条 第 1 項 第 10 号 ク	ク いずれかの構成企業及び協力企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。	(11) 構成企業又は協力企業（以下この号及び次号において「構成企業等」という。）が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成企業等に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業等がこれに従わなかったとき。
P34 第 63 条 第 1 項 第 12 号	記載なし	(12) 構成企業等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。 ア 構成企業等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業等に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。) イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業等又は事業者に対して行われたときは、

	<p>構成企業等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成企業等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>ウ 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等又は事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>エ この契約に関し、構成企業等（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第</p>
--	---

		89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
P39 第63条 第1項	第63条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。	第63条の規定により本契約が解除された場合又は同条第1項第10号から第12号までのいずれかに該当した場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。
P39 第63条 第3項	第63条各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。	第63条に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。